## 議案第40号

## 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例(平成17年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前	
						ļ

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、 第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。